

第1回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成15年7月11日、第1回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」において開かれた。

1. 開催日時 平成15年7月11日(金)
午後1時30分から3時30分まで
2. 開催場所 大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」大・小会議室

3. 出席した委員

鈴木俊美	栃木 實	亀田 仲司
熊倉武夫	石塚 英彦	田口 東一
飯沼一好	小林 長	佐山 晃
佐山 保	鈴木 邦夫	松本 喜重
天海 英夫	渡辺 仁一	戸谷 勝次
中田 堅一	永島 源作	細谷 亮
高際 一男	田村 澄夫	三柴 一男
中山 斉	松本 房子	小幡 英夫
片柳 登	小林 為三男	熊倉 幸夫
佐山 嘉市	島田 家得子	島田 富雄
阿部 博	田中 久巳	葛生 明雄
久留生 道子	小倉 元江	

4. 欠席した委員

羽金 政光	梅沢 米満
-------	-------

5. 関係者の出席 なし
6. 事務局の出席 全職員
7. 議事

報告事項

- 報告第1号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約について
- 報告第2号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する規程について
- 報告第3号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事務局要領について
- 報告第4号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会財務規程について
- 報告第5号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会設置要領について
- 報告第6号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会分科会設置要領について

- 報告第 7 号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議傍聴要領について
- 報告第 8 号 合併協議に係る業務委託について
- 議決事項
- 議案第 1 号 平成 1 5 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会予算の専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 平成 1 5 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事業計画について
- 議案第 3 号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第 4 号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程について
- 議案第 5 号 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程について

会議内容

司会（事務局次長）	<p>開会にあたり、ご報告いたします。本日の会議は、委員 37 名中、35 名の方のご出席をいただいております。大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第 10 条第 1 項で定めた、「会議開催には 2 分の 1 以上の委員の出席」とした条件を満たしていることを報告いたします。</p>
鈴木会長	<p>協議会次第に従い、会議を進めさせていただきますが、会議に先立ち、当協議会会長の鈴木大平町長よりごあいさつをお願いします。</p> <p>当協議会会長を仰せつかりました、鈴木でございます。午後の忙しい時間帯に当町におこしいただき、ご苦労さまです。</p> <p>いよいよ、今日を皮切りに 3 町の合併協議会が開会されていくわけですが、それぞれの町の今後の命運を担っての、当合併協議会でございます。それぞれの立場、考え方は当然おもちであるわけで、それぞれの地域にとって、少しでもよりよくなるような方向を目指しての話し合いが開始されるわけでございます。会長であり、協議会の折には議長を仰せつかることになる私の立場としましては、公平平等な運営に努めていきたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、是非ともこの協議会が円滑に、そして所期の目的である 3 町合併が成立できますように、最後までお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>
司会 栃木副会長	<p>続いて協議会副会長の栃木岩舟町長をお願いします。</p> <p>今日から第 1 回合併協議会が開催されることになりました。お集まりの委員のみなさん、ご苦労さまでございます。</p> <p>4 月 25 日 3 町の臨時議会において可決されて以来、いろいろ準備を進めてまいりました。ようやく今日 1 回目の会議が開かれることになりました。今回の合併については、国、地方の財政的な面が強く打ち出されていますが、我々といしましては、そうではなく、もっと積極的に、これから 3 町による新しいまちづくりを行うという決意のもとに、協議会をスタートしたいと考えております。これからは自己決定、自己責任、自己負担によるまちづくりが求められています。各町の長所、短所もあろうかと思っております。それらを総合的に勘案しながら、よりよい地域づくりをめざしていきたいと考えております。昔の諺に、「3 人寄れば文殊の知恵」とありますが、3 町の英知を集め、これからのまちづくりに向けて、協議をお願いしたいと思います。多少時間との競争にもなろうかと思っておりますが、じっくりと、あるいは譲り合い、悔いのない合併をめざしたいと思っています。委員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。</p>
司会 亀田副会長	<p>同じく副会長の亀田藤岡町長をお願いします。</p> <p>お忙しいところ、ご参集くださりまして、大岩藤合併協議会が開催できます</p>

	<p>ことを、心からお礼申し上げたいと思います。第1回会議をもてる、ここまで来たことにつき、皆様方のご苦勞に対し、感謝申し上げます次第です。</p> <p>先日、県に行ったとき知事室に呼ばれ、宇都宮、上河内、河内、高根沢、上三川の合併についての話しの中で、大岩藤の歩んできた経過等いろいろ話をいたしました。その他県下では石橋、国分寺、南河内や、喜連川、氏家などが合併の名乗りをあげています。大岩藤は合併に関しては、先輩として扱ってくれています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
司会	<p>委員並びに監査委員の皆様方への委嘱状の交付を行います。</p> <p>交付にあたり、委員並びに監査委員の皆さまに会長から委嘱状を渡します。私が、ご紹介を兼ねながら皆さまの名前をお呼びいたしますので、会長が席の前に参りましたら、恐れいりますが、その場でご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。</p> <p>熊倉武夫様。</p>
鈴木会長	<p>委嘱状 熊倉武夫様 あなたを大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員に委嘱します。平成15年7月11日大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長。</p>
司会	<p>石塚英彦様、田口東一様、羽金政光様は本日ご欠席、飯沼一好様、小林長様、佐山晃様、佐山保様、梅沢米満様は本日ご欠席、鈴木邦夫様、松本喜重様、天海英夫様、渡辺仁一様、戸谷勝次様、中田堅一様、永島源作様、細谷亮様、高際一男様、三柴一男様、中山斉様、松本房子様、小幡英夫様、片柳登様、小林為三男様、熊倉幸夫様、佐山嘉市様、島田家得子様、島田富雄様、阿部博様、田中久巳様、葛生明雄様、久留生道子様、小倉元江様、田村澄夫様</p>
鈴木会長	<p>委嘱状 以下同文。</p>
司会	<p>続きまして、監査委員の皆さままでございます。</p> <p>猿山利晴様。</p>
鈴木会長	<p>委嘱状 猿山利晴様 あなたを大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会監査委員に委嘱します。平成15年7月11日大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長。</p>
司会	<p>船田公平様、上岡秋夫様</p>
鈴木会長	<p>委嘱状 以下同文。</p>
司会	<p>続きまして、本日の第1回合併協議会開催に至るまでの経過について、協議会事務局長の河田より説明いたします。</p>
事務局長	<p>合併協議会事務局長の河田です。今に至ります経過につきましてご説明いたします。資料は、協議会の会議次第、第1回会議資料の2つでございます。会議次第1頁、大平町・岩舟町・藤岡町法定合併協議会の今日に至るまでの経過についてです。</p>

<p>司会</p> <p>事務局長</p>	<p>平成 13 年度、各町・各町議会において、それぞれ研究会あるいは特別委員会等を設置し、合併についての検討がされました。平成 14 年度、11 月 25 日藤岡町長に 3 町の合併協議会設置の直接請求が提出され、27 日には協議会設置について藤岡町長から大平・岩舟町長に対し意見が求められました。平成 15 年 2 月 25 日、大平町・岩舟町それぞれの町長から、藤岡町長に住民発議に対して議会に付議する旨の回答が出されました。平成 15 年度、4 月 25 日 3 町の臨時議会において、法定合併協議会設置議案が議決されました。これを受けて、5 月 6 日 3 町長打合わせ会議がもたれ、合併協議会会長に鈴木大平町長、副会長に栃木岩舟町長、亀田藤岡町長が決定されました。6 月 2 日法定合併協議会事務局職員の辞令交付式と事務局の開設。事務室は本会場奥右側が事務局です。6 月 10 日県知事宛に合併重点支援地域の指定を受けるよう申請したものが、決定されました。県から様々な補助金等や事務局に対する指導等の支援がうけられることになりました。次頁、6 月 30 日合併支援業務のプレゼンテーション及び業者の選定を行いました。本日 7 月 11 日合併協議会の開催に至っております。</p> <p>資料 3 頁、合併に至るまでに想定される主な日程の例を提示しました。現行の合併特例法では、平成 17 年 3 月 31 日が合併の法期限とされています。10～12 月に総務大臣による告示とありますが、合併に伴う申請を、県を通して国にあげて、国が決定して告示されます。された時点で合併が認められるという、法規定の効力発生の要件になっています。これが 10～12 月と考えると、それ以前に半年位の期間が必要であると一般的にはいわれておまして、4～6 月に、合併協定書の調印がありますが、諸々の合併協議の協定書とあわせて、合併の方法や期日、合併の名称等々、全ての項目について調印をします。17 年 3 月を法期限とした場合、4～6 月の間に合併協定書の調印を済ませる必要があります。大まかな予定を例として掲げました。以上です。</p> <p>経過等についての説明が終わりました。これより議事に入らせていただきますが、議事に入る前に合併協議会に提案する事項の分類方法について、事務局長より説明いたします。</p> <p>資料の協議会次第 5 頁をお開き下さい。今後合併協議会を進めていくなかで、このような方法で皆さんにお示ししていきたいと思えます。</p> <p>報告するものとしては、報告事項ということで提案させていただきます。これについては、例えば今回の合併協議会の規約等について法律等の定めもあり、既に規約を定めて、それぞれの議会に、合併協議会の設置に伴うところの規定として決定いただいているもの。これらについては報告事項で決めていきます。この他に規約のなかに会長が定めた事項というもの、3 町の長が</p>
-----------------------	---

	<p>協議して定めた事項というものもあります。例として、幹事会組織及び運営に関する規程、事務局要領、財務規程等々です。また、新市建設計画等々の策定のなかで調査、研究があって、これらの結果について報告ということで、皆さんに示していくものもあります。提案の表記として、報告第 号というかたちで示していきます。</p> <p>議決事項としては、特に法令、規約、規程等に定められているもの、例えば協議会において会議に諮り決定すべき事項、協議会運営等に関する規程、小委員会規程などは会議の形式なので、皆さん方にお諮りして決定いただくものです。これについて提案方法として、議案第 号というかたちでお示していきます。</p> <p>最後に協議事項についてですが、確認をするということになっていますが、協議会規約 3 条は合併に関する協議をするとなっています。皆さんにお諮りしながら確認をしていくということで、その協議事項の表記として、協議第 号というかたちで示したいと思います。協議事項が、1 回では確認できない、2 回、3 回と協議を重ねないと難しいというものについては、この協議第 号の後にその回数を枝番で表記したいと思います。</p> <p>今後行われる合併協議会を通して進めていきたいと思しますのでご協力をお願いします。</p>
<p>司会</p> <p>鈴木会長</p>	<p>議事に入りますが、議事の進行については、合併協議会規約第 10 条第 2 項によりまして、鈴木会長をお願いします。</p> <p>規約の定めにより、議長の役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。今後議事については、基本的には着座のままで進行させていただきます。発言をされる皆さんも同様に、着座のままでお願いします。暑いようなら上着を脱いで、リラックスしたなかで今後の議事にご協力をいただけたらと思います。</p>
<p>事務局（総務班長）</p>	<p>会議を始める前に、会議録署名人の指名をさせていただきます。規約により、議長指名となっておりますので、ご了承をいただきます。今回は小林長委員と小林為三男委員をお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約について説明いたします。資料は、第 1 回会議資料 4 頁からです。この規約については、4 月 25 日大岩藤同時に開かれた臨時議会の席上、合併協議会の設置について協議いただいた際、あわせて協議いただき制定したものです。</p> <p>第 1 条、協議会を置く旨定めたものです。根拠となるのは地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律、これをうけて協議会を設置するということです。</p>

<p>鈴木会長</p> <p>委員</p> <p>鈴木会長</p> <p>事務局（総</p>	<p>第 3 条、協議会の事務についてです。協議会においては 3 町の合併に関する協議、また新しい新市建設計画の作成、3 町合併に関し必要な事項を本協議会において協議いただくものです。</p> <p>第 4 条、事務所の関係についてです。協議会の事務所は会長の属する町に置くという定めに基づき、現在大平町の施設内に事務所を構えています。</p> <p>第 5 条、組織についてです。協議会には正副会長をおくということです。2 項、協議会の委員については 3 町の長が協議して定めます。現在 37 名の委員ということで、本日お集まりいただきました皆さんにお願い致しております。</p> <p>第 6 条、会長、副会長についてです。会長、副会長は 3 町の長が協議し定めます。</p> <p>次頁、委員関係についてです。3 町の長、3 町の助役、3 町の議会の議長及び副議長、また議会議長の指名された議員、その他 3 町の長が協議し学識経験を有する者として、代表の方々をご指名させていただいております。</p> <p>第 9 条、会議についてです。会議の招集は会長が召集する。</p> <p>第 10 条、会議の運営についてです。会議は委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないということです。2 項、会長が会議の議長になります。</p> <p>第 11 条、幹事会についてです。幹事会の位置付けとしては、本協議会の下部組織として後でご説明しますが、幹事会を置いてそのなかで協議を行うこととなります。</p> <p>第 12 条、事務局についてです。協議会には事務局を置くということで、事務局を 6 月 2 日に設置しています。2 項、事務局に関し必要な事項は会長が定めます。後で説明します。</p> <p>第 14 条、経費についてです。協議会に要する経費は 3 町が協議して負担するというものです。</p> <p>第 16 条、財務に関する事項です。協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を別に会長が定めることができるということです。</p> <p>第 17 条、委員等の報酬及び費用弁償についてです。後で説明します。</p> <p>以上、規約につきまして本年 5 月 1 日から施行させていただいています。</p> <p>以上で報告第 1 号の説明を終わります。報告事項なので議決の必要はありませんが、何かご不明な点等あれば、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>了承。</p> <p>続いて報告第 2 号です。お願いします。</p> <p>報告第 2 号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する</p>
--	--

務班長)	<p>る規程について説明させていただきます。</p> <p>当規約については、先ほど協議会規約のなかで、「協議会の下部組織として幹事会を置く」と定めがありましたとおり、それに基づき当規定を定めました。根拠となるのは、第1条「協議会規約に基づき組織の運営に関し、必要な事項を定める」ということで定めています。</p> <p>所掌事務としては、協議会会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議または調整するということになっています。</p> <p>幹事については、別表に掲げる3町の助役、3町の総務課長及び3町の企画担当課長を以って構成します。</p> <p>第4条、組織についてです。幹事会に幹事長及び副幹事長を置くということです。その役員の方は幹事のなかから選びます。</p> <p>第5条、会議についてです。幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催することができるということです。</p> <p>第7条、専門部会についてです。幹事会の下部組織として専門部会を置くことができますということです。</p> <p>本規程については、本年6月30日から施行しています。ご了承よろしくお願いたします。以上です。</p>
鈴木会長	<p>以上、報告第2号の説明が終わりました。不明な点等ございましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>了承。</p>
鈴木会長 事務局（総務班長）	<p>報告第3号について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>報告第3号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事務局要領についてです。</p> <p>第1条、この要領の制定趣旨について述べており、協議会規約に基づき、協議会事務局に関し必要な事項を定めるとしています。</p> <p>第2条、協議会事務局の所掌事務についてです。所掌事務として4つ掲げています。協議会会議に関する事項、協議会協議資料作成に関する事項、協議会庶務に関する事項、その他協議会の運営に関し必要な事項を事務局として行うということです。</p> <p>第3条、組織及び分掌事務についてです。組織については、別表第1に組織の分掌事務等がでています。後でご参照いただければと思います。</p> <p>第5条、職員の職務についてです。事務局長、事務局次長、班長等の職務ということです。</p> <p>10頁第8条、9条、協議会の事務等を行っていくうえで、文章の取扱い、公印の取扱い等については大平町の例によるということです。</p> <p>第10条、職員の服務についてです。基本的には各々の職員が属する町の規程等に従うということです。例外的に休憩、休息时间等については大平町の</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>例によります。 第 11 条、職員の給与等についてです。職員自体の給与等は、各々属する町から支給を受けるといことです。旅費については、協議会の予算から支払うといことです。 規約の施行期日は、本年 6 月 30 日から施行いたします。 以上、報告第 3 号が終わりました。ご質問等がございますか。よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>了承。</p>
<p>鈴木会長 事務局（総務班長）</p>	<p>報告第 4 号、事務局の説明をお願いします。 報告第 4 号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会財務規程についてです。 第 1 条、協議会規約第 16 条の規程に基づき定めています。 第 2 条、歳入歳出予算についてです。協議会予算は負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費を歳出とするとしていいます。2 項、会長は毎会計年度、予算を調整したうえで、年度の開始前に協議会の会議を経なければならないとしています。予算等を調整した場合、予め協議会に諮ることになります。 第 3 条、予算の補正についてです。同様に、補正予算等生じた場合、これを調整して協議会の会議を経ることになっています。 歳入歳出の予算の款、項、目については、別表第 1、第 2 に定めています。 第 5 条、協議会出納は会長が行うといことです。 第 7 条、会長は予算を流用したとき、歳出予算を流用したとき、また予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならないといことです。報告を義務付けていいます。 第 8 条、決算等についてです。会計年度終了後、2 ヶ月以内に協議会の決算を調整し、監査委員の監査を付した後、協議会の会議の認定を経なければならないといことです。 附則、これについては本年 5 月 6 日から施行します。</p>
<p>鈴木会長 亀田副会長</p>	<p>以上です。同じくご質問等がございますか。 第 5 条、協議会の出納は会長が行う、協議会に属する現金は会長が定めるとなっていますが、こういう場合、指定金融機関というのはどうなるのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>これにつきましてはご案内のとおり、町の金融機関が足利銀行になっていいます。協議会もできれば町と同じ指定金融機関にお願いしたい考えで、口座等を設ける場合には、足利銀行に指定したいと思ひます。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>その他よろしいでしょうか。 それでは報告第 5 号につき、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局（調整班長）	<p>調整班長の岩崎です。よろしくお願いいたします。報告第5号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会設置要領について説明させていただきます。</p> <p>第1条、先程の報告第2号にあった、幹事会の組織及び運営に関する規程第7条に基づき、専門部会を設置するということです。</p> <p>第2条、所掌事務についてです。専門部会は幹事長の指示を受け、合併協議会規約第3条、つまり3町の合併に関する協議、及び市町村建設計画の策定等につき、専門的に協議し、又は調整するものとするということです。</p> <p>第3条、組織の規定についてです。専門部会は別表に掲げる担当課等の長をもって組織するということです。18頁が専門部会担当課の一覧表になっています。左の列が専門部会名、上から総務部会、企画部会、住民生活部会、保健福祉部会、産業経済部会、建設部会、教育部会、議会議務局部会と8つの部会からなっており、それぞれ右に3町の担当課名が入っています。このような組織で専門部会を構成したいということです。</p> <p>第4条、役員についてです。専門部会には部会長1名と副部会長2名を置くということです。</p> <p>第7条、分科会の規定についてです。専門部会は必要に応じて分科会を置くことができるということです。次の報告第6号で報告させていただきますが、分科会につきましても、置かせていただくということで考えています。従って、組織的には委員の皆さま方からなる協議会、その下部組織として助役、総務、企画担当課長からなる幹事会、その下に各町の担当課長からなる専門部会、その下に係長以下担当者からなる分科会という縦系列の組織ができあがるということです。</p> <p>第8条以下は報告、庶務、委任等の規定についてです。</p> <p>この要領は、15年6月30日から施行します。以上です。</p>
鈴木会長	<p>以上、報告第5号の説明を終わります。質問等があればお受けします。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>了承。</p>
鈴木会長	<p>それでは報告第6号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（調整班長）	<p>報告第6号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会分科会設置要領についてです。</p> <p>第1条、設置の規定についてです。専門部会設置要領第7条の規定に基づき、分科会を設置するということです。</p> <p>第2条、所掌事務についてです。専門部会長の指示を受けて、3町の合併に関する事項、及び市町村建設計画の策定について、専門的かつ詳細に協議し調整するということです。</p>

	<p>第 3 条、組織についてです。21 頁に分科会担当一覧表が掲載されています。左の列が専門部会名です。総務部会には人事組織分科会、総務分科会、管財分科会、税分科会、防災分科会の 5 つの分科会があります。それぞれ 3 町の担当係名が右に記載されています。以下企画部会、住民生活部会等々それぞれ係名が記載されており、基本的には 3 町の全職員をもって臨むということです。この区分に合わないことがあるかも知れませんが、その場合には臨機応変に対応していきたいということです。</p> <p>第 4 条、役員についてです。分科会長 1 名と副分科会長 2 名ということです。以下分科会の会議、報告、庶務等規定されています。</p> <p>附則として、15 年 6 月 30 日から施行するというものです。以上です。</p>
鈴木会長 委員	<p>質問等がございましたらお受けします。よろしいでしょうか。</p> <p>了承。</p>
鈴木会長 事務局（調 整班長）	<p>それでは、報告第 7 号について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>報告第 7 号、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議傍聴要領についてです。</p> <p>第 1 条、趣旨についてです。後ほど議案第 4 号で諮りますが、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程、第 4 条第 2 項に「会議傍聴について必要な事項は会長が別に定める」とあります。その要領を定めたものが報告第 7 号です。</p> <p>第 2 条、定員についてです。基本的にはできるだけ多くの人に傍聴していただきたいのですが、会場の都合等で定員を定めるということです。</p> <p>第 3 条、傍聴の手続きについてです。25 頁、別記様式第 1 号、第 2 号、傍聴を望まれる方は別記様式第 1 号の受付簿に住所、氏名、年齢を記載していただき、別記様式第 2 号にある傍聴証の交付を受け、会場に入って傍聴をしていただくということです。</p> <p>第 4 条、返還についてです。傍聴を終えた場合には傍聴証を返還していただくということです。</p> <p>第 5 条、傍聴席に入ることができない者についてです。次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができないということです。基本的には会議の進行に支障があると思われる場合には傍聴をご遠慮いただきます。</p> <p>24 頁、第 6 条、傍聴人の守るべき事項についてです。常識的に会議等を傍聴する場合のマナーが書かれています。</p> <p>第 7 条以下、指示、傍聴人の退場、違反に対する措置、委任等規定されています。</p> <p>附則、要領は 15 年 6 月 30 日から施行します。以上です。</p> <p>鈴木会長 以上、報告第 7 号の説明が終わりました。ご質問等があればお受けします。よろしいでしょうか。</p>

<p>委員 鈴木会長 事務局（計 画班長）</p>	<p>了承。</p> <p>続いて、報告第 8 号について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p>計画班の大出です。よろしくをお願いします。報告第 8 号につき説明いたします。</p> <p>本業務は限られた時間のなかで、合併協議を円滑に推進するということを目的としています。</p> <p>27 頁をお開き下さい。業務委託の基本方針について、ご説明いたします。目的として、協議会が行う合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成と、その他市町村の合併に関する協議を検討するにあたり、これらを限られた時間のなかで、調査分析、将来構想の策定支援等を委託することにより、合併協議を円滑に推進することを目的としています。</p> <p>業務の内容については 3 つです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新市建設計画の策定に関し、必要な基礎調査、分析、提案、協議等の業務を行う、新市建設計画策定支援業務です。 2、合併にあたって 3 町全体の事務事業を把握して、新市において想定される事務事業の取りまとめの支援を行う事務事業現況調査、一元化支援業務です。 3、合併にあたって 3 町の例規を把握し、新市において必要とされる例規原案の立案、策定の支援を行う、例規立案策定支援業務です。 <p>業者については 6 社の営業があった中から 5 社を候補として選定いたしました。</p> <p>建設計画については(株)インテージ、(株)富士総合研究所、(株)三菱総合研究所です。</p> <p>事務事業、現況調査、一元化並びに例規立案策定業務については、(株)ぎょうせい、第一法規出版(株)です。</p> <p>28 頁、3、委託業者の選定の決定ということで、選定方法です。この業務については、もっぱら合併に関して行う業務ということで、各業者のノウハウ等により作業方法等が大きく異なってくるという点から、業者選定にあたり、複数の業者から企画提案書を提出していただき、その後提案説明を聞くなかで最適な業者を選定するという、企画コンペ方式を採用することとしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4、提出書類については、(1)から(5)までの書類を事前に提出していただくことにしました。 5、プレゼンテーションです。先ほど申した提案説明会、6 月 30 日午前 9 時より大平町健康福祉センターの大会議室において実施しました。 6、委託期間です。業務期間は平成 15 年度から平成 16 年度の 2 ヶ年としま
---------------------------------------	---

す。ただし契約については、それぞれの年度で契約します。

7、その他です。事務事業現況調査、一元化支援業務並びに例規立案、策定支援業務については、関連性が高いということで、委託業者の決定にあたり、同一業者とするということです。

29 頁をお開き下さい。つづきまして業務委託業者選定基準要領についてご説明いたします。

1、選定の方法につきましては企画コンペ方式によって選定ということです。

2、評価基準につきましては企画力、実施支援体制、実績等を評価の基準といたしました。

3、選定方法です。選定の手順と致しましては、予め事務局で示した仕様書に基づき、規定時間内に各社からプレゼンテーション、説明を行ってもらい、評価基準項目を参考に 30 頁にある評価票に 3 点満点で点数を記入して、その評価票を基に各業務ごとに 1 社を選んで投票を行っていただくということです。その投票の結果を単純集計して、その得票数並びに両プレゼンを総合的に勘案したうえで業者決定をします。選定委員については、各町の助役、企画課長、協議会事務局職員という体制で審査を行いました。

31 頁、各業務の仕様書です。説明は省略させていただきます。

続きまして 31 項以降に各業務の仕様書を示してございますが、仕様書につきましては後ほどご覧になっていただくということで、説明は省略させていただきます。

36 頁をご覧ください。業務委託選定結果をご説明いたします。6 月 30 日に行われたプレゼンテーションの終わった後、審査会を行い、既に業務の委託業者を内定させていただいています。結果として、新市建設計画策定支援業務については、3 社選んだうち 1 社が辞退しました。(株)インテージが、平成 15 年度 9,161,250 円、16 年度 2,820,300 円、合計 11,981,550 円という見積額で内定しました。

事務事業現況調査、一元化支援業務については、2 社でプレゼンテーションを行い、(株)ぎょうせいに内定しました。見積額は、平成 15 年度 1,212,750 円、16 年度 635,250 円、合計 1,848,000 円です。

4、例規立案、策定支援業務については、同一業者ということで、(株)ぎょうせいに内定しました。平成 15 年度 1,207,500 円、16 年度 577,500 円、合計 1,785,000 円です。

5、いずれも委託期間は平成 15 年度から 16 年度の 2 ヶ年です。契約についてはそれぞれの年度で契約します。この契約の手続きにつきましては、本日この協議会が終了した後にとりおこなうということで、皆さんにはご了解いただければと思います。以上です。

鈴木会長	以上、報告第 8 号の説明が終わりました。只今の説明にあったとおり、(株) インテージ、(株)ぎょうせい、2 社が内定しています。正式な決定は本協議会のご了承をいただき次第行いたいということです。ご質問等がございましたら、いかがでしょうか。鈴木委員。
鈴木邦夫委員 事務局長	例規立案策定支援業務の予算が 6,000,000 円、実際の入札が 1,785,000 円ということでした。安いがどうして差がつくのでしょうか。 どちらかというとなんてが人件費です。経費も人件費ということで、組織的な体制が整っていたり、ノウハウをはっきりもっていたり、情報等も収集している、経験も豊富ということで、この差が往々にして企画コンペのときには起こり得ます。今回についても、そういうものが影響しているのではないかと思います。
鈴木邦夫委員 事務局長	第一法規はどれくらいだったのですか。 後ほど金額をお知らせしたいと思います。
鈴木会長 島田富雄委員	その他ご質問はありますか。 名称についてですが、報告事項第 5、6 など関係してきます。19 頁分科会の設置について、21 頁分科会の名称は 分科会ということで了解します。16 頁専門部会の設置のところでは、18 頁専門部会の名称は総務部会、企画部会となっていますが、専門部会という仕事の性格がない気がします。総務部会を専門部会と読みかえるのか、規定どおり総務専門部会とするのか、どちらかにしないと分科会との連携がとれなくなる気がします。上は総務専門部会で下は分科会となっています。これを見ると専門というのが抜けています。
鈴木会長 事務局長	恐縮ですが、ただいまの質問はすでに通過してきたところのご質問です。ただいまは第 8 号のご質問をお受けしていたところですので。その点若干気をつけてください。せっかくの質問ですから、事務局よろしいですか。 専門部会の名称について、ご指摘のとおり総務専門部会が本来の名称かと思われる。後ほど訂正させていただきたいと思います。 ただ、その総務部会のなかに分科会があるということで、21 頁、総務部会のなかには、人事組織分科会、総務分科会、管財分科会、税分科会、防災分科会があり、これら全体を仕切っていくのが、総務専門部会と考えています。皆さん方にお示しする協定の内容については、個々の分科会からあがったものを総括して、専門部会のほうで束ねていただくことも場合によってはあります。できればそういった総括的なものを専門部会で束ねて、統一的に実施していただくという名目で、この活動部会をもったということでご理解いただきたいと思います。

島田富雄委員	了解しました。
田中久巳委員	先ほどの委託業者の項目で、非常に落札金額が低いということがあります。例えば委託業者選定結果のなかの(3)1,848,000円は2年間の見積り額だと思いますが、業務の内容が理解できません。何名の方が張り付いて専従でやっておられるのでしょうか。1名分の見積りと考えても、とてもじゃないが金額が足りないのではないのでしょうか。業者の専門家の方が1人でも張り付いてフォローアップしていただけるのでしょうか。
事務局(計画班長)	(株)ぎょうせいの1,848,000円について、詳しい業務委託の内訳は後ほど説明しますが、プレゼンテーションの中での支援体制については、建設計画にしても、例規集や事務事業の委託にしても、3名~4名の専従スタッフが張り付いて支援を行う体制が基本であるということで、選定に至ったということです。
鈴木会長	先ほどのご質問のなかには、これはよもや1人あたりの金額ではないか、ということもあったと思いますが、そのへんはどうですか。
事務局	専従3、4名がこの業務を行うなかで、事務局へ支援を行うというかたちです。1人だけが事務局の担当としてやりとりをするということではなく、数名が関わってくるなかでの経費となっています。
鈴木会長	細かな業務内容については後ほど事務局から説明してもらいます。 その他、ご質問等ございますか。
阿部博委員	仕様書についてお聞きしたい。 31頁、新市建設計画策定支援業務仕様書のなかに項目として、住民アンケート調査とありますが、これはいつ頃、どのようなかたちで行う予定ですか。 32頁、合併協議会だよりの作成支援として、2ヶ月に1回協議会だよりを予定しているという仕様書になっているが、2ヶ月に1回では間がありすぎるのではないのでしょうか。1ヶ月に1回くらいのペースで考えていただきたいと思います。 HPの立ち上げは、いつ頃から立ち上げて、細かいメンテナンスをどのくらいのペースで行うのでしょうか。画面を変えていくことに繋がりますが、明確ではないのでわかる範囲でお願いします。 非常に見て興味を引くような感じのHP、議会だよりを考えて、町民の皆さんが見て楽しい、こんな夢があるのなら、というような方向づけをしていただければいいと思います。
事務局(計画班長)	住民アンケート調査についてご説明します。ケースバイケースによってやる時期が変わってくるということです。標準的な例は、一番最初に住民アンケートを行って、そのアンケートの結果を反映していくという、早い時期に行

	<p>うものです。事前段階で住民の方のご意見を別な形で聞いて、こんなことをアンケートに盛り込んでいったらいいかと仮説を設定したうえでアンケートをとるケースもあります。それによっては何ヶ月かの違いはでてくると思います。事務局なり皆さんと、アンケートをとる件についても、先ずお諮りすることになってくるかと思しますので、この段階ではいつと申し上げられません。</p> <p>協議会だより作成支援については、2ヶ月に1回と書いてありますが、今後決めていきたいと思います。最低でも2ヶ月に1回、必要に応じて臨時増刊号とか、何になるかわかりませんが、対応していきたいと思います。この協議会が終わった後の報告を踏まえて、先ず第1回目を予定しています。それを踏まえて2ヶ月に1回かなと予定していました。今後検討させていただきたいと思います。</p> <p>HPの立ち上げについては、これから事業計画等を示すなかで説明していきますが、いまのところ、この協議会が終わった結果をおたよりとか、HPに載せて報告ということで、8月中頃、第1回のおたよりとか、HPの開設をめざしていければと思っています。HPのメンテナンスについては、月1回は最低でも更新します。できる限り最新の情報を提供していくということで考えています。以上です。</p>
鈴木会長	事務局の説明がありましたが、これは仕様書であり、これで決定したことでないということです。今後の運営のなかで、委員の皆さんの意見を伺いながら、実際には決めていくことになるかと思います。よろしいでしょうか。
委員	はい。
鈴木会長	その他、質問よろしいでしょうか。ないようでしたら冒頭申し上げましたとおり、今回内定をしている2業者に発注としたいと思います。
委員	異議ありません。 (休憩)
鈴木会長	まだお戻りでない委員もいらっしゃいますが、時間なので再開いたします。これより議決事項についての審議に入ります。
事務局(総務班長)	<p>議案第1号、平成15年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会予算の専決処分の承認を求めることについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局総務班の小島です。よろしくをお願いします。</p> <p>議案第1号、平成15年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会予算の専決処分の承認を求めることについて、説明します。先ほど合併協議会規約等で説明しましたが、予算編成、執行に際し、協議会の会議を諮ることとなっています。しかしながら当協議会準備段階において、予算の執行をせざるを得ない状況等が発生しました。協議会に諮ることが時間的に間に合わないという</p>

ことで、本年5月6日付をもちまして、15年度の予算について専決処分しました。今回はそのことについて承認をいただきたいということです。

資料39頁、予算歳入関係についてです。歳入については負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって歳入とすることで予算をたてています。負担金については大岩藤、3町からの負担金ということで、各町700万ずつ、3町で2,100万の予算を組んでいます。この負担金については5月末日をもち、3町より既に納付いただきました。補助金については、国の補助金、県の補助金を見込んでいます。国の補助金は合併に関係する関係市町村1町あたり500万、当協議会は3町で1,500万です。県の補助金は、1協議会500万です。繰越金については1,000円です。諸収入として預金利子を見込んでいます。

歳出は、運営費から予備費までを見込んでいます。

運営費についてです。会議費と事務費で歳出を見込んでいます。会議費については、報酬、旅費、需用費等を見込んでいます。報酬については協議会の委員、監査委員の報酬で予算を見込んでいます。旅費については職員の一般旅費で計上しています。需用費関係では食糧費を見込んでいますが、これについては、合併協議会、幹事会等における賄い費として計上しています。事務費関係は、共済費、賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費等を計上しています。共済費については協議会事務局として、7月1日より臨時職員2名を雇用しています。この臨時職員2名の社会保険料、雇用保険料等を歳出として見込んでいます。賃金関係、これも同様、臨時職員2名の賃金等です。需用費関係では、消耗品、燃料費です。消耗品では、事務用品、図書代、印刷用紙等の消耗品を見込んでいます。燃料費については、公用車2台をリースしていますので、その燃料費として予算を計上しています。役務費では、電話料金、その他郵便代金、これは切手等々、として通信運搬費を予算計上しています。使用料及び賃借料は主にリース料です。協議会事務局にある事務機、机、いす等、それら全てリースでまかなっており、それにかかるリース料として予算に計上しています。同じく、コピー機、公用車2台、パソコン等のリース料です。工事請負費については、事務局を立ち上げる際に行った工事費関係です。電話を設置するための工事費関係費用、電源関係の配線を行うための改修等の工事費です。

事業推進費では、印刷製本費、委託料関係を予算計上しています。印刷製本費では、協議会だより、新市建設計画説明会等を実施していく予定ですが、その説明会用パンフレット等の作成のための印刷製本費用、将来構想概要版、新市建設計画等の印刷費等を印刷製本費で計上しています。委託関係では、先ほど説明しました、新市建設計画にかかる委託料、事務事業一元化にかかる委託料、例規の関係の委託料等に関係する費用を計上しています。

<p>鈴木会長 委員 鈴木会長</p>	<p>予備費として 1,422,000 円予算計上しています。歳入、歳出ともに 41,021,000 円、15 年度の予算を計上しています。以上です。</p> <p>以上説明が終わりました。質問等あれば、よろしくお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>鈴木会長 委員 鈴木会長</p>	<p>質問等ないようなので、これにて質疑を打ち切らせていただき、採決をとらせていただきます。</p> <p>議案第 1 号、平成 15 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会予算の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり承認いただくことに異議ございませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局（計 画班長）</p>	<p>議案第 2 号、平成 15 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>平成 15 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事業計画について説明します。資料 41 頁、1、広報公聴事業、(1) 合併協議会だよりの発行についてです。先ほど質問がありましたが、事務局体制が整い次第発行の予定です。発行の間隔については、最低隔月、後はその都度情報等に応じたかたちで対応していきたいということです。ボリュームについては、毎回 A4 版で 4 頁 2 色刷りを想定しています。配布対象は 3 町全世帯に配布を予定しています。</p> <p>(2) 住民説明会の開催についてです。合併の日程、作業内容、計画内容等を説明して、会場で皆さんと意見交換をする場ということで、各町小学校単位等で開催します。開催回数は 3 町で合計 12 回程度予定しています。開催時期は新市建設計画素案の完成時と予定しています。</p> <p>(3) HP についてです。8 月の中旬開設目標ということです。協議会の結果をもとに、合併に関する最新情報を掲示する予定です。このなかに掲示板、メール等を用い、自由な意見を求める欄を設けていく予定です。</p> <p>2、新市発足に関する事務事業として、今後協議会を運営していくなかでの主な作業などです。(1) 新市建設計画策定については、今後住民にアンケート調査、新市建設計画素案作成、住民説明会を経て、新市建設計画の案を作成と進めていけたらと思っています。</p> <p>(2) 事務事業一元化業務については、3 町の事務事業名の一覧表の作成、現況調書の作成、一元化の調整、協議会協定内容の確認と進めていきたいと考えています。</p> <p>並行して、(3) 例規立案・策定業務を、各町の例規一覧表の作成、調整方針の検討・決定、原案の確定・例規集作成という内容で進めていきたいと考えています。以上です。</p>

鈴木会長	以上議案第 2 号についての説明が終わりました。ただいまより質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、よろしくをお願いします。
委員	ありません。
鈴木会長	質疑等ないようなので、質疑を打ち切らせていただきます。議案第 2 号平成 15 年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会事業計画について、原案どおり承認いただくことに異議ございませんか。
委員	異議ありません。
鈴木会長	ありがとうございます。議案第 2 号原案どおり承認をいただきました。議案第 3 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、事務局から説明をお願いします。
事務局（総務班長）	議案第 3 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、制定についてお諮りします。当規程は大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第 17 条第 2 項に基づき定めるものであり、会長、副会長、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めたものです。 第 2 条、報酬の額を定めています。協議会委員等の報酬については、日額 7,500 円とするとありますが、この根拠となるのは、大平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、これらの規定を準用することで、日額 7,500 円と定めています。ただし書きがありまして、これについて大平町・岩舟町及び藤岡町の町長、助役及び県職員その他の常勤職員については、報酬を支払わないと定めています。 第 3 条、費用弁償の額を定めています。協議会の職務を行うために出張したときの旅費について、報酬等の条例の規定に準ずるということです。ただし書きがありまして、報酬が支給される協議会委員等については、支給しないという定めであります。 この規程については、15 年 7 月 11 日から施行されます。以上です。
鈴木会長	以上で事務局の説明を終わります。ただいまより議案第 3 号についての質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、よろしくをお願いします。
委員	ありません。
鈴木会長	それでは質疑を打ち切り、採決を取らせていただきます。議案第 3 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について、原案どおり承認いただくことに異議ございませんか。
委員	異議ありません。
鈴木会長	ありがとうございます。議案第 3 号原案どおり承認をいただきました。議案第 4 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局（総務班長）	<p>議案第 4 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程の制定についてお諮りします。</p> <p>第 1 条趣旨、この規定については、協議会規約第 10 条第 3 項の規程に基づき制定するという事です。</p> <p>第 2 条基本方針です。会議は原則公開とすると定めています。ただし書きがありまして、委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができると定めています。3 項、議事関係についてです。議事関係は全会一致をもって進めることを原則とすると定めています。ただし書きがありまして、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛同をもって議事を進めるものと定めています。</p> <p>第 4 条傍聴関係です。会議は傍聴できると定めています。2 項、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定めるということで、先ほど説明しました。</p> <p>第 5 条会議録です。2 項で会議録に署名する委員を 2 名と定めており、会長が会議において指名するという事で、先ほど指名いただきました。</p> <p>第 6 条会議録及び会議に提出された文書は、原則公開すると定めています。</p> <p>第 8 条関係者の出席です。会長は必要があると認めるとき、会議に関係者の出席を求め、説明等を求めることができると定めています。</p> <p>附則、本年 7 月 11 日から施行するという事です。以上です。</p>
鈴木会長	<p>以上議案第 4 号の説明を終わります。質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、よろしくお願いします。</p>
委員	<p>ありません。</p>
鈴木会長	<p>それでは議案第 4 号の質疑を打ち切らせていただきます。議案第 4 号 3 町合併協議会会議の運営等に関する規程の制定について、原案どおり承認いただくことに異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議ありません。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。議案第 4 号原案どおり承認をいただきました。</p> <p>議案第 5 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（総務班長）	<p>議案第 5 号大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程の制定についてお諮りします。</p> <p>本規程は協議会のなかに小委員会を設けるために定めた規程であります。その関係について第 1 条に定めていますが、協議会規約第 19 条の規定に基づいて、小委員会を設置すると定めています。</p> <p>第 2 条所掌事務です。会長の指示を受け、協議会規約第 3 条に掲げる事項について協議し、または調整するもので、第 3 条については合併に関する事項</p>

	<p>を定めています。それについて、本協議会のなかで調整が万一難航した場合等、会長の指示を受け小委員会を設置し、そのなかで方向性を見出すために設置するものと考えているということです。</p> <p>第3条組織です。組織としては3町の助役、3町の議会の議長及び副議長、3町の企画担当課長、3町の総務担当課長、以上をもって小委員会を設置すると定めています。2項、先ほどの委員のほか、会長が特に必要と認めた場合、学識経験者を委員とするということです。</p> <p>第4条役員です。役員については、委員長、副委員長各々1名と定めています。</p> <p>第6条会議です。小委員会の会議については、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて、随時開催することができるかと定めています。</p> <p>第7条報告です。小委員会の協議の経過又結果については、会長に報告することと定めています。</p> <p>附則、15年7月11日から施行します。以上です。</p>
鈴木会長	事務局の説明を終わります。ただいまから質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、お願いします。
鈴木邦夫委員	第3条第2項で学識経験を有する者を委員とするとあります。非常勤ですが、報酬関係はどうなのでしょう。
事務局長	先ほどの非常勤関係の規程もあり、できれば同じく非常勤職員の例に基づき7,500円で考えています。
鈴木邦夫委員	改めて規則をつくるのですか。議案第3号が示された委員について、議案第5号は入ってこないと思います。改めてつukらないといけないのではないのですか。
事務局長	それについては、後日補正を組んでと考えています。よろしくお願いします。
鈴木会長	その他ございませんか。それでは質疑を打ち切らせていただきます。議案第5号3町合併協議会小委員会の規程の制定について、原案どおり承認いただくことに異議ございませんか。
委員	異議ありません。
鈴木会長	ありがとうございます。議案第5号原案どおり承認をいただきました。これにて全議案、提案どおり承認いただき、事務局が用意した議案についてはすべて終了いたしました。委員の皆さんに感謝を申し上げますとともに、本日を第1回目として、今後とも議事等の進行に協力を賜りますようお願い申し上げます。協力ありがとうございました。
司会	会長には、議事進行ありがとうございました。議事が終了したので、引き続き次回協議事項について、事務局長より説明します。
事務局長	6、次回協議事項について説明します。資料は添付していません。次回につ

<p>司会 事務局長</p>	<p>いては、協議会協定項目について、合併の方式について、合併の期日について、この3項目を協議に付したいと考えています。協議内容については、先進事例等を参考にしながら、協議内容に応じて資料等を示し、そのなかで説明するかたちで進めたいと考えています。よろしくお願ひします。</p> <p>7、その他、事務局からありますか。</p> <p>7、その他です。今後の合併協議会は月1回程度開催したいと考えています。次回の開催日が示せなくて申し訳ありませんが、次回からは予め開催日を示したいと考えています。いま3町等に照会してスケジュールをあわせているところです。第2回目終了後には、示すことができると思います。第2回目の開催期日については、決定次第通知させていただきますので委員の皆さん方には承知の程お願ひします。今後共よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>事務局（計画班長）</p>	<p>先ほど、鈴木委員から指摘がありました件について回答します。</p> <p>第一法規の見積り金額は、15年度、16年度あわせて2,992,500円です。田中委員から質問がありました業務の内訳については、見積書の内訳が、何人工ということではなく、各業務についての内容になっているので、見積書上では何人工とはいえないということであります。プレゼンテーションのなかでは、複数のスタッフで支援してくれることになっています。注意しながら進めていきたいと思ひます。以上です。</p>
<p>司会</p>	<p>委員の皆さまから何か意見ありましたらお願ひします。ないようなので、以上をもちまして、第1回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了します。本日はお忙しいところありがとうございました。</p>